

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報  
平成18年6月7日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合)</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

平成18年6月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	水素ガス供給設備散水用貯水槽フロート弁において、動作不良(固着)が認められたため、当該弁を点検・修理	
2	3号機	気体廃棄物処理系排ガスドレンポンプ試運転時、排ガスドレンタンクレベルスイッチ(LS443B)の動作不良が認められたため、当該計器を修理	
3	3号機	復水脱塩装置用硫酸漏えい警報盤の点検時、盤内制御回路の絶縁抵抗に低下が認められたため、当該回路を修理	
4	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)制御用圧カスイッチ(PS-52-11B)の点検復旧時、計器の蓋にてケーブルを挟み込み、被覆を損傷させたため、当該ケーブルを修理及び対応検討	
5	3号機	復水脱塩装置用屋外硫酸配管凍結防止用ヒータの点検時、電源回路の絶縁抵抗に低下が認められたため、当該回路を修理	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機(3A)補助冷却海水系の圧力計元弁(V-46-40-17A)において、弁側出口ネジ部及び出口配管に腐食が認められたため、弁一式及び出口配管を交換	
7	4号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置(ACH4-4)のケレン作業時、誤ってコイルチューブに損傷を与えたため、当該コイルチューブを溶接補修	
8	4号機	原子炉冷却材浄化系のダンブライン圧カスイッチ(PS-12-108)において、ユニオン部よりリーク(1滴/13秒程度)が認められたため、当該ユニオン部を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	5号機	タービン・発電機軸受温度記録計(TRS-30-1)において、打点22(発電機固定子巻線第4点温度)に指示不良が認められたため、当該記録計を点検・校正	
10	その他	海生物処理設備の排水処理ポンプ(B)ケーシングの割れによるリークが認められたため、ケーシングを修理	
11	その他	海生物処理設備の前処理装置において、洗浄排水受入ピット及び汚水受槽に汚泥の蓄積が認められたため、当該ピット及び汚水受槽を点検・清掃	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで